

議案第1号 鳥取都市計画道路の変更

【新規】

3・5・18号 千代水幹線

3・5・19号 嶋里仁線

【変更】

3・4・12号 湖山商栄線

3・4・18号 晩稻賀露線

7・5・4号 千代水循環線

- 都市の骨格を形成する道路であり、円滑な移動を確保し、都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成するために都市計画法により定めるもの
- 定める項目として、道路の位置、幅員、車線数など
- 道路名称は番号及び路線名で定められ、番号は区分や規模により付される
【 区分・規模・一連番号 (名称) 】
(例) 3・2・2号 福部伏野線

都市計画法第53条に基づく制限

- 都市計画道路を含む都市計画施設の区域内については、将来の事業の円滑な施工を確保するため、建築物の建築について市長の許可が必要となる。
- 許可される建築物は、移転・除却が容易なものに限る。
 - ① 2階以下で地下室がない
 - ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造

上記の条件を満たし、移転や撤去が容易なもの

都市計画道路の変更 概要

この度の都市計画道路の変更については、「1・4・2号南北線」の都市計画決定に伴う、アクセス道の新規決定や南北線インターチェンジと既存道路の平面交差点の新設による変更等となる。

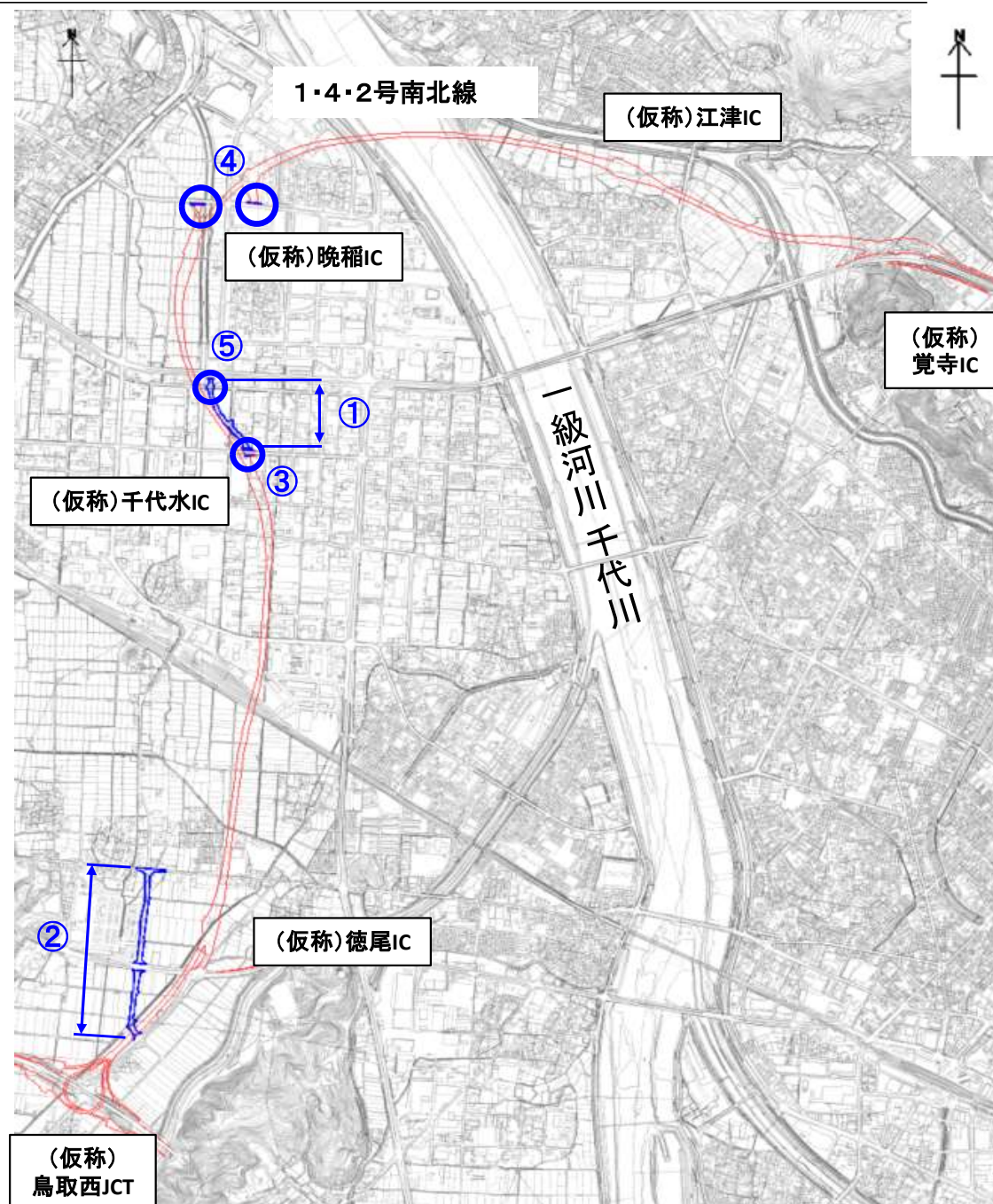
【新規】

- ① 3・5・18号 千代水幹線
- ② 3・5・19号 嶋里仁線

【変更】

- ③ 3・4・12号 湖山商栄線
- ④ 3・4・18号 晩稻賀露線
- ⑤ 7・5・4号 千代水循環線

○ : 変更箇所



【都市計画説明等の開催】

本議案の都市計画道路の変更は、都市計画道路南北線と一体性があることから、南北線説明会と併せて、都市計画素案の住民説明会及びパブリックコメント等により意見聴取を行った。

その際、本議案の内容に対し、「交通安全対策」「今後のスケジュール」「都市計画道路以外の道路整備」等の質疑・意見をいただいた。

【第116回鳥取市都市計画審議会(事前審議)】

令和7年8月に開催した本件の事前審議では、(仮称)鳥取市北部給食センター建設計画と3・5・18号千代水幹線の位置関係の確認や、市民に向けた、今後の予定や手続き・進捗の情報提供及び周知徹底のご意見等をいただいた。

【関係機関協議の実施】

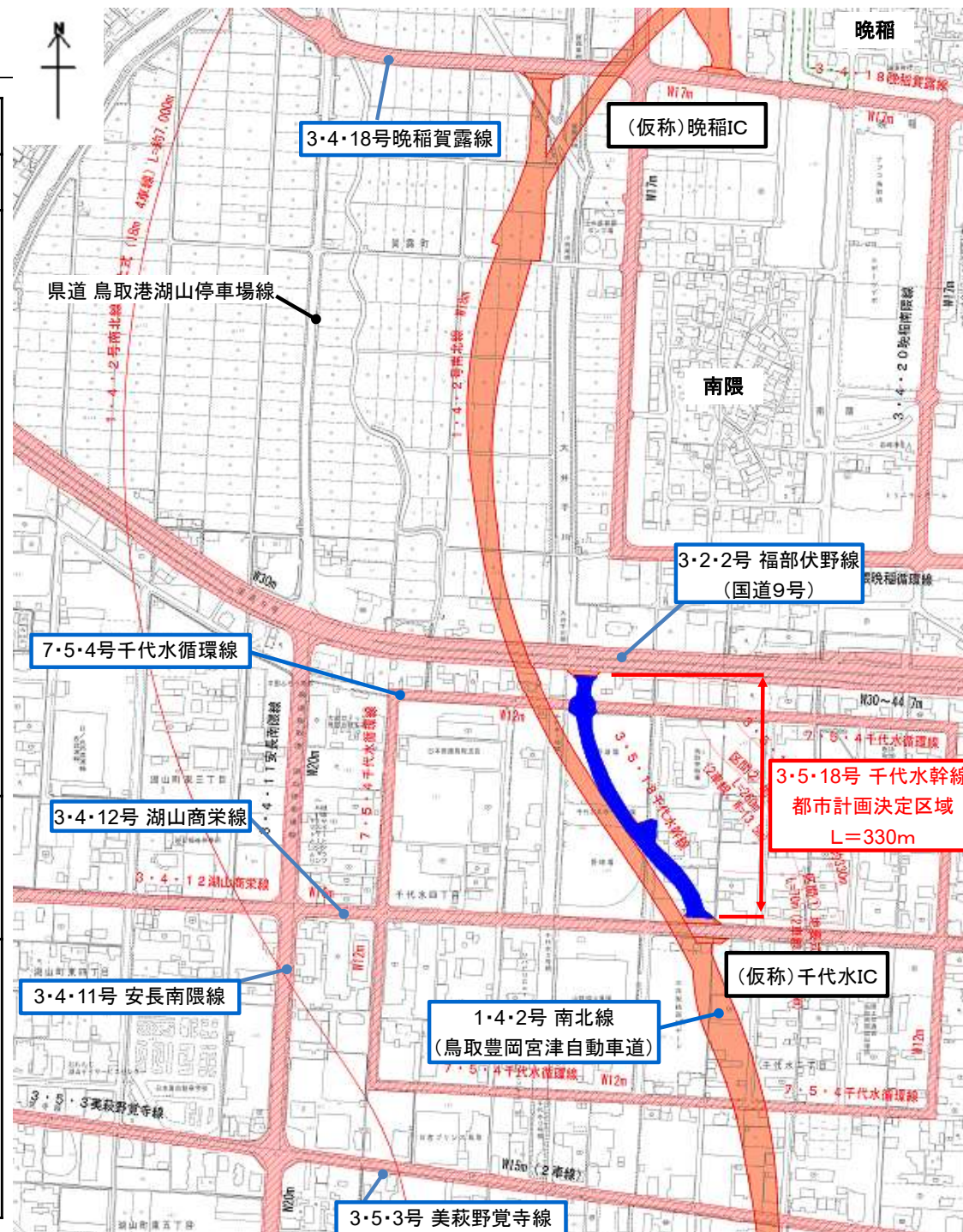
都市計画素案を作成する際は、県道・市道の道路管理者や公安委員会をはじめ、各施設管理者、関係法令担当部署に協議を行い、事前に確認を行った。

また、都市計画案については鳥取県に事前協議を行い、異存なしの回答をいただいている。

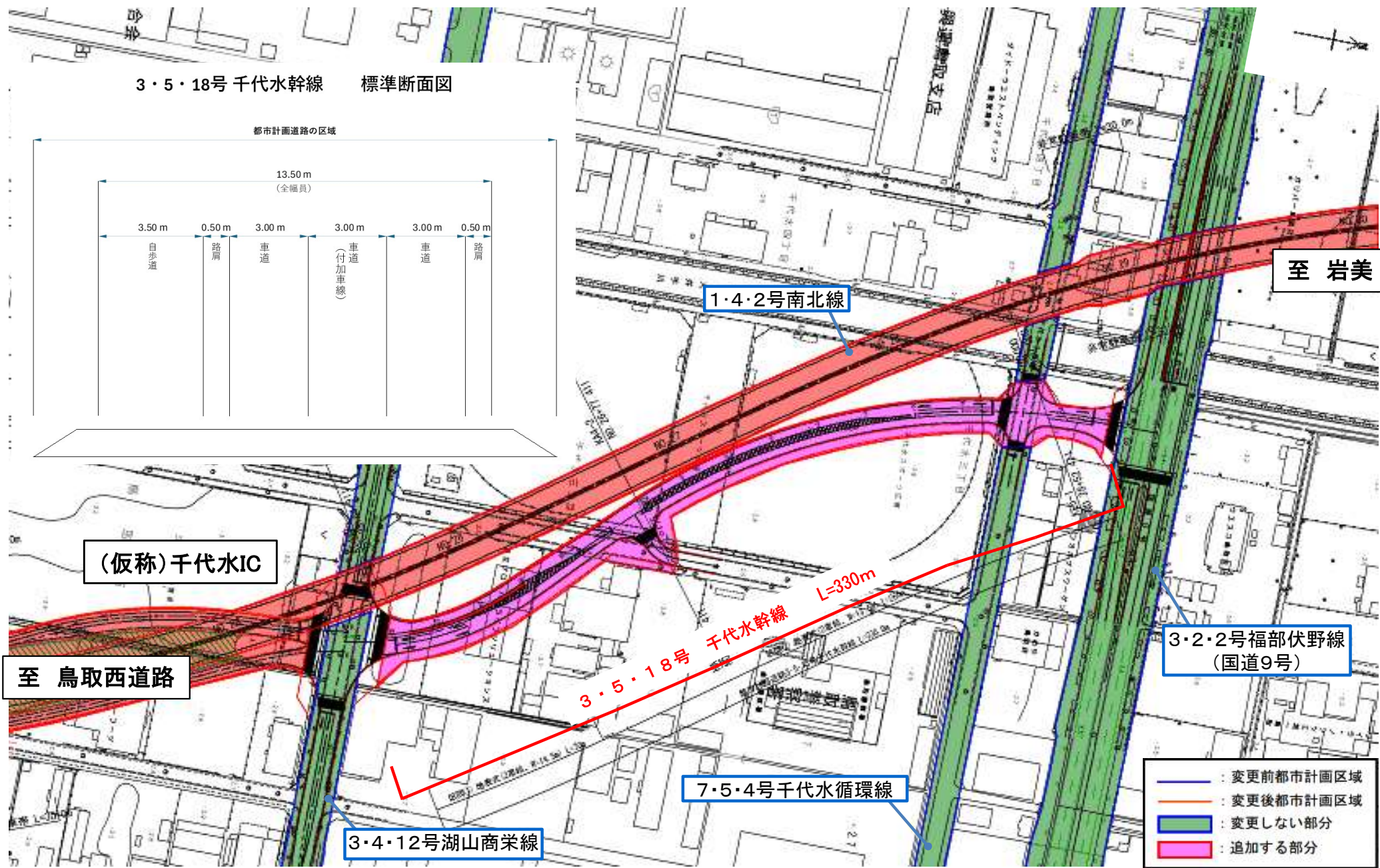
① 3・5・18号 千代水幹線

都市計画変更の概要

(1)名称	3・5・18号 千代水幹線
(2)位置	鳥取市千代水四丁目～鳥取市千代水三丁目
(3)計画諸元	<ul style="list-style-type: none"> ●3・5・18号千代水幹線(市道) 延長:330m 車線数:2車線 幅員:13.5m 規格:4種2級 設計速度:50km/h ●1・4・2号南北線(地域高規格道路:国道) 延長:7,000m 車線数:4車線 幅員:18m 規格:1種3級 設計速度:80km/h ●3・4・12号湖山商栄線(市道) 延長:2,330m 車線数:2車線 幅員:16m 規格:4種2級 設計速度:50km/h ●7・5・4号千代水循環線(市道) 延長:2,190m 車線数:2車線 幅員:12m 規格:4種3級 設計速度:40km/h ●3・2・2号福部伏野線(国道) 延長:11,040m 車線数:4車線 幅員:30m 規格:3種1級 設計速度:60km/h
(4)決定内容	鳥取豊岡宮津自動車道の一部である(仮称)千代水インターチェンジのアクセス道路として、千代水三丁目から千代水四丁目間約330mを新規に都市計画道路に追加する。
(5)決定理由	当路線は、都市計画道路南北線の(仮称)千代水インターチェンジの都市計画決定により国道9号に接続するインターチェンジアクセス道路として、今回、新たに都市計画道路とすることにより、鳥取空港へのアクセスや千代水地区への物流機能の確保、防災上の緊急路線として、主要幹線道路ネットワークが形成される。



都市計画図

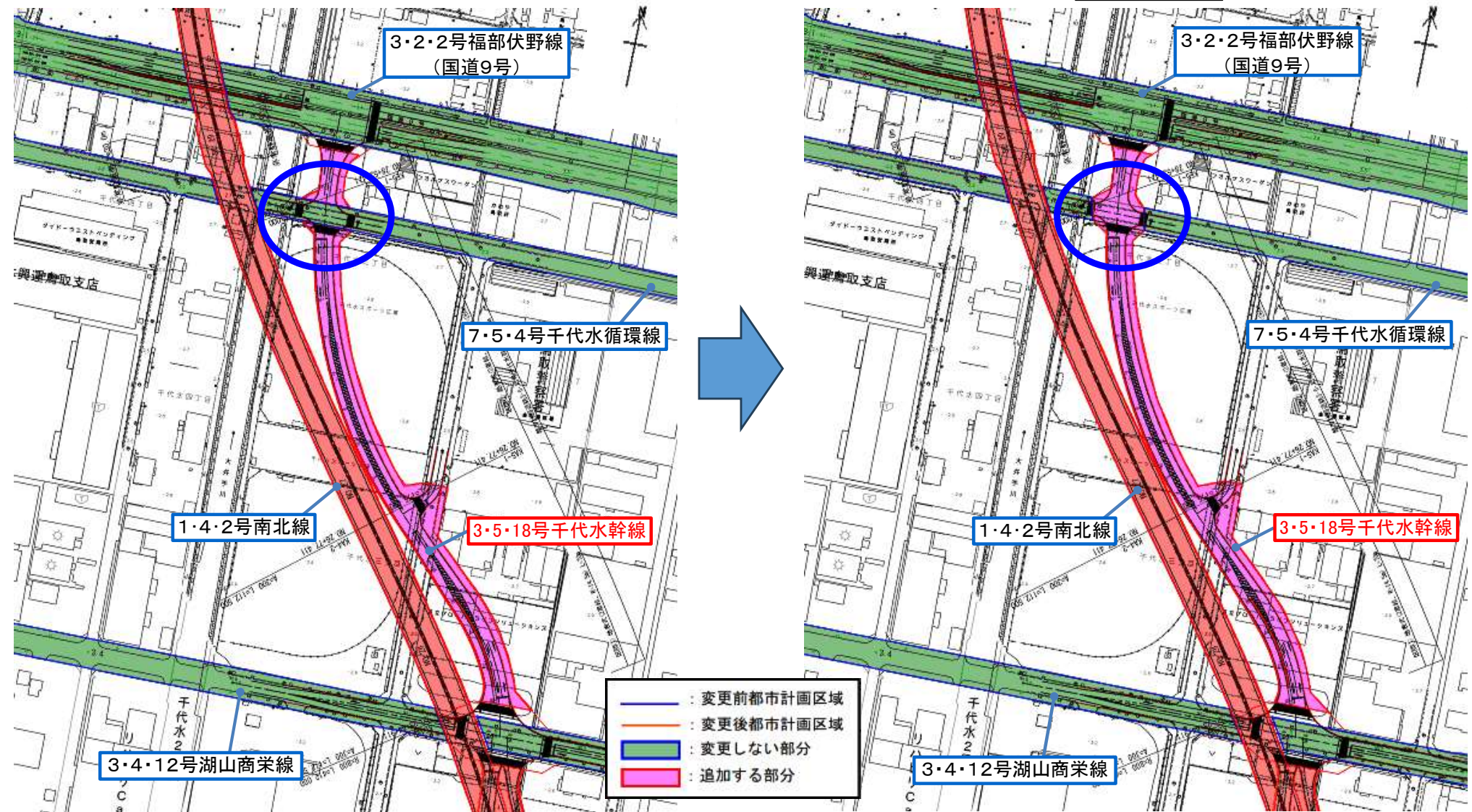


事前審議からの変更点

7・5・4号千代水循環線との交差点部分について、本路線の区域へ取り込む

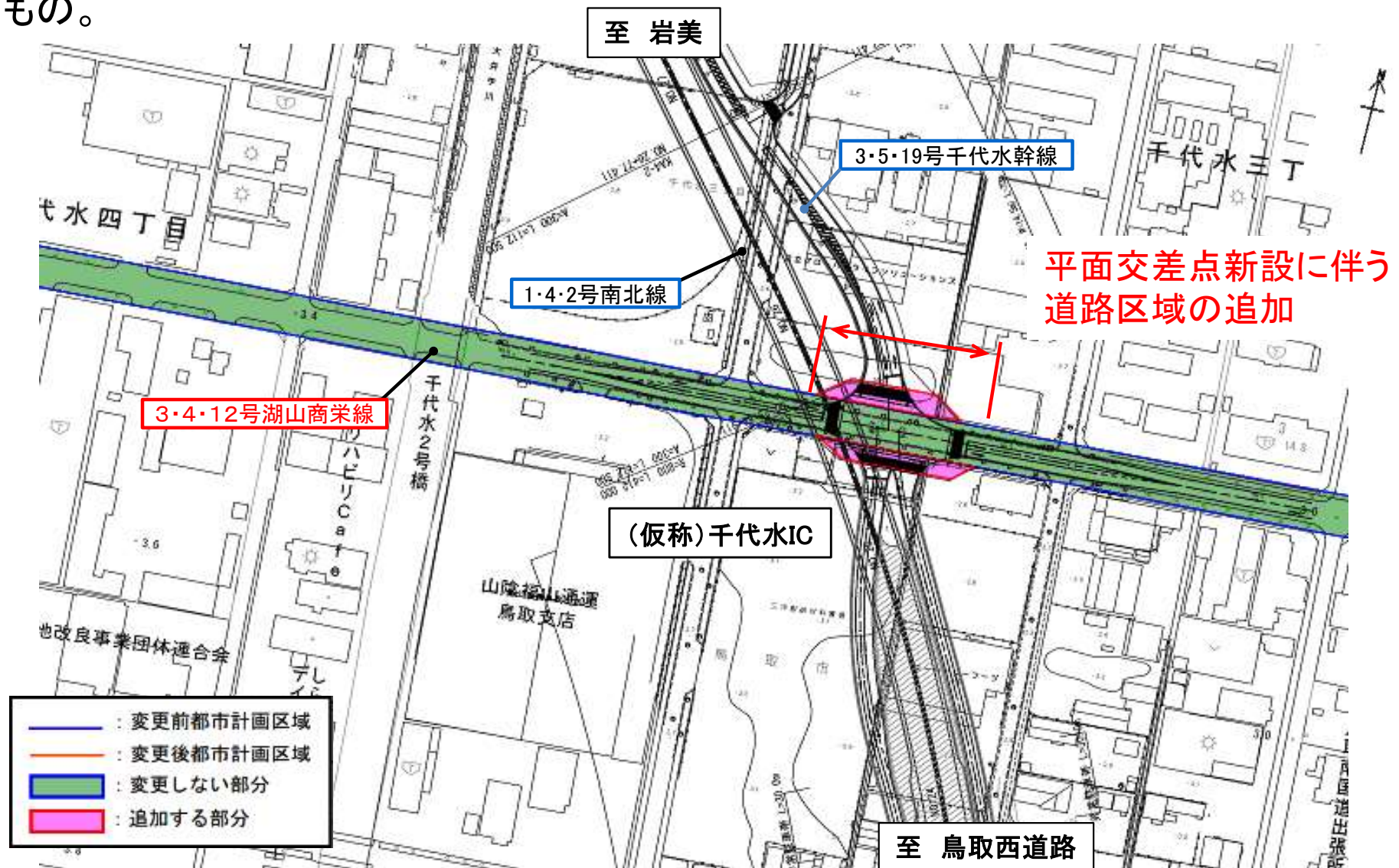
修正前

修正後



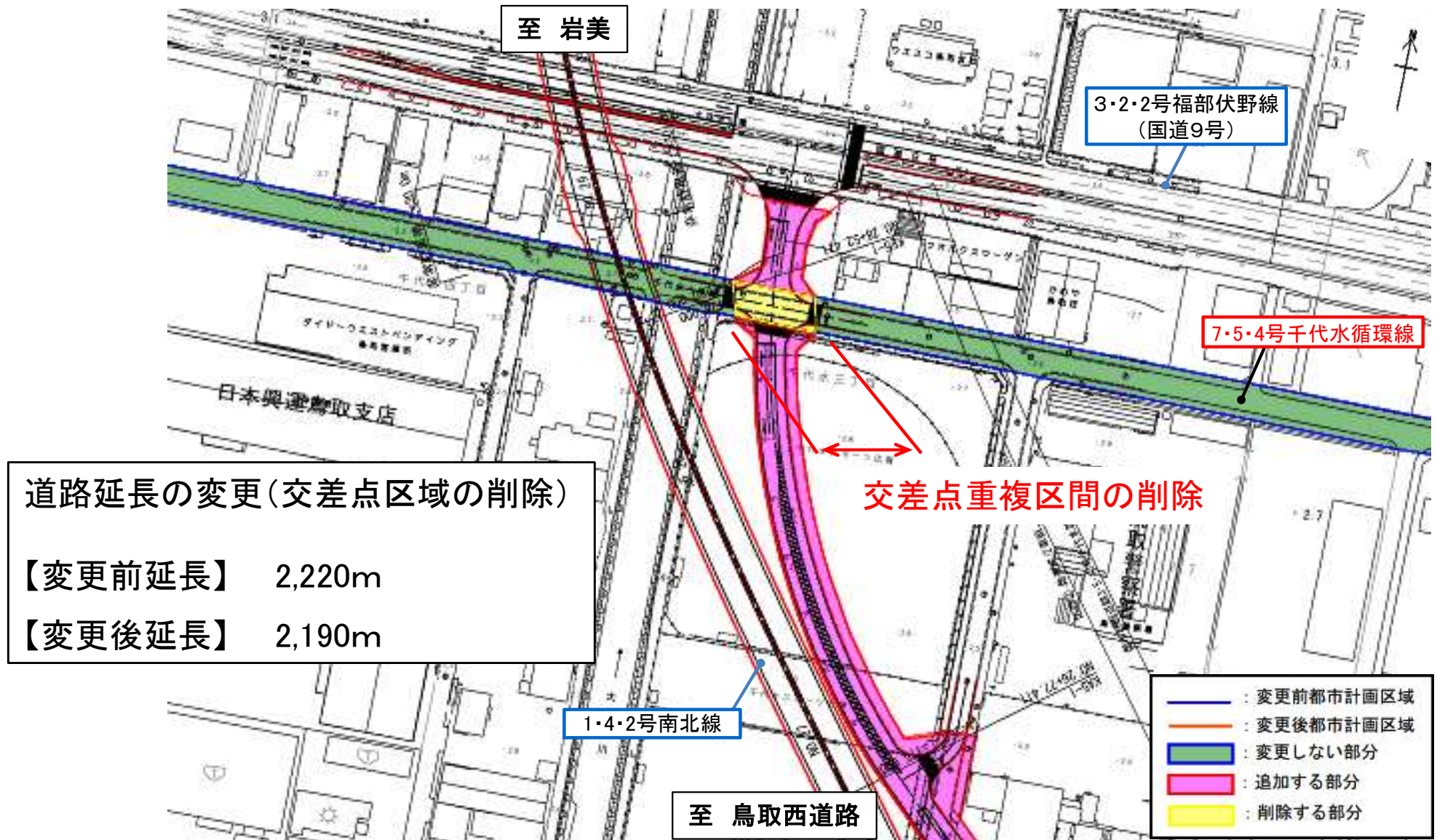
都市計画変更

都市計画道路南北線の新規決定に伴い、3・4・12号湖山商栄線と3・5・18号千代水幹線及び(仮称)千代水ICとの平面交差点が新設されることとなるため、都市計画道路を変更するもの。



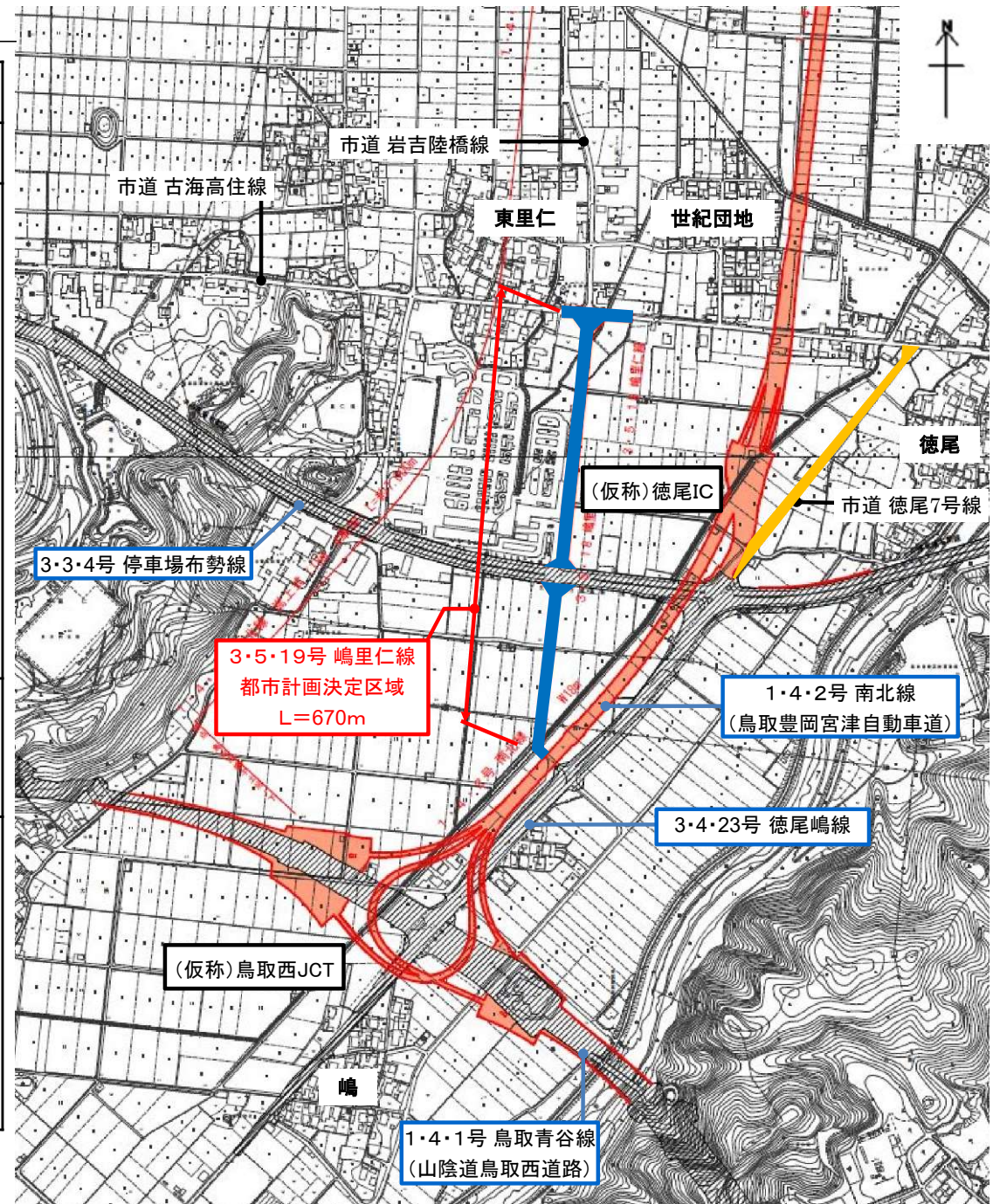
都市計画変更

3・5・18号千代水幹線の新規決定に伴い、7・5・4号千代水循環線と千代水幹線の平面交差点が新設され、交差点部の重複する区域を削除するもの。

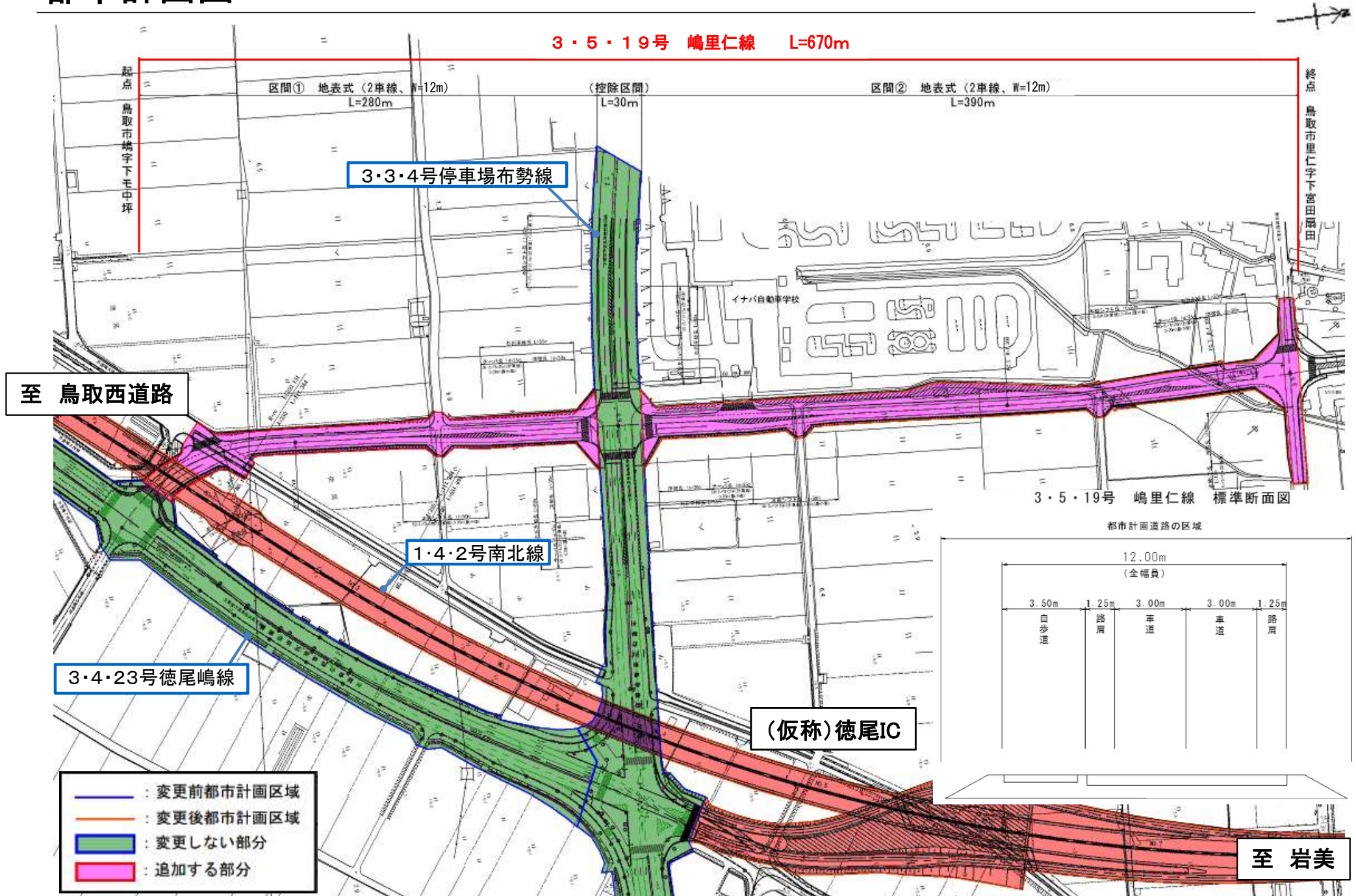


都市計画変更の概要

(1)名称	3・5・19号 嶋里仁線
(2)位置	鳥取市嶋～鳥取市里仁
(3)計画諸元	<ul style="list-style-type: none"> ●3・5・19号 嶋里仁線(市道) 延長:670m 車線数:2車線 幅員:12m 規格:3種3級 設計速度:50km/h ●1・4・2号 南北線(地域高規格道路:国道) 延長:7,000m 車線数:4車線 幅員:18m 規格:1種3級 設計速度:80km/h ●3・3・4号 停車場布勢線(県道) 延長:4,990m 車線数:4車線 幅員:25m 規格:3種2級 設計速度:50km/h ●3・4・23号 徳尾嶋線(県道) 延長:1,040m 車線数:4車線 幅員:21m 規格:3種2級 設計速度:50km/h
(4)決定内容 (変更)	鳥取豊岡宮津自動車道の一部である鳥取西インターチェンジのアクセス道路として、鳥取市嶋から鳥取市里仁間670mを新規に都市計画道路に追加する。
(5)決定理由 (変更)	当路線は、都市計画道路南北線の(仮称)徳尾インターチェンジの都市計画決定(接続計画)により、市道徳尾7号線の一部機能廃止による代替路線及びバス路線の機能確保として必要な路線であり、今回、新たに都市計画道路とすることにより、JR湖山駅へのアクセスや千代水地区への物流機能の確保、防災上の緊急路線として南北線、国道29号に次ぐ補助幹線として道路ネットワークが形成される。

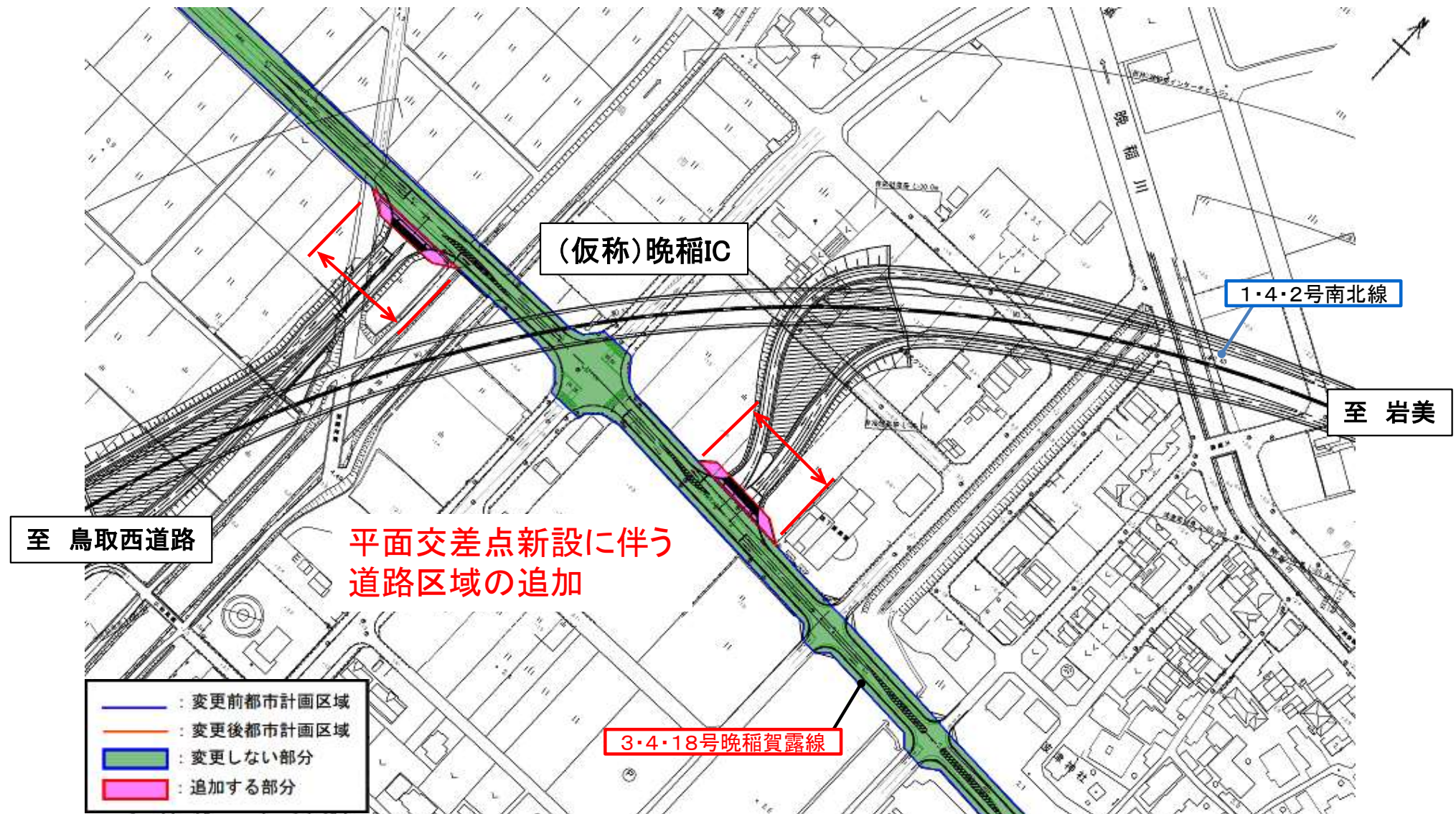


都市計画図



都市計画変更

都市計画道路南北線の新規決定に伴い、3・4・18号晩稻賀露線と(仮称)晩稻ICとの平面交差点が新設されることとなるため、都市計画道路を変更するもの。



都市計画決定手続きのお知らせ

市報9月号にてお知らせし、延期しておりました各都市計画案の縦覧を以下のとおり行います。

縦覧場所 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課、本庁舎都市企画課

提出方法 持参・郵送・電子メール

山陰近畿自動車道 鳥取～覚寺間(通称：南北線)に係るアクセス道の都市計画案の縦覧

問 本庁舎都市企画課 (54 番窓口)
☎ 0857-30-8323 ☎ 0857-20-3953
✉ tosikikaku@city.tottori.lg.jp

と き 2月10日(火)～24日(火)
(土日祝を除く) 8:30～17:15

【縦覧に関する意見書の提出】

提出期間 2月10日(火)～24日(火)

※24日消印有効

提出先 問い合わせ先まで

※本市公式ウェブサイトでも縦覧可



【とっとり市報2月号】

【縦覧期間】

令和8年2月10日(火)～同月24日(火)

【縦覧場所】

- ①鳥取市 都市整備部 都市企画課窓口
- ②鳥取県 生活環境部くらしの安心局 まちづくり課窓口
- ③鳥取市公式ウェブサイト

【縦覧者数】

28名 (鳥取市・鳥取県窓口)

【意見書】

1件

意見書要旨	鳥取市の考え方
嶋里仁線の新設により、通学路など周辺道路への交通量の増大により、交通事故の多発などの歩行者等の安全確保に懸念がある。については、道路完成後の交通量調査の実施と、道路管理者と鳥取警察署が連携し、周辺道路への交通安全対策を行っていただきたい。	南北線アクセス道となる嶋里仁線の完成後においても、周辺道路の安全確保のため、必要に応じて交通量調査などを実施し、関係機関と連携して、交通安全対策を検討していきたいと考えます。

時期	内容
令和8年 3月24日	第118回鳥取市都市計画審議会
4月中旬	都市計画法第19条の3に基づく県知事協議
5月中旬	都市計画決定告示